

作成日：2023年12月20日

改訂日：2026年01月26日

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品名	線引きスプレー 道路用
仕様	黄色
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	家庭用塗料
整理番号	M260220

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	エアゾール	区分1
健康に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷/刺激性	区分2A
	発がん性	区分1B
	生殖毒性	区分1A+授乳影響
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	中枢神経系	区分1
	視覚器	区分2
	全身毒性	区分2
	麻酔作用	区分3
	気道刺激性	区分3
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	腎臓	区分1
	中枢神経系	区分1
環境に対する有害性	血液系	区分2
	視覚器	区分2
	水生環境有害性 短期 (急性)	区分3
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分3

GHSラベル要素

注意喚起語 (絵表示)



注意喚起語

危険

危険有害性情報

極めて可燃性の高いエアゾール
高圧容器：熱すると破裂のおそれ
皮膚刺激
強い眼刺激
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系の障害
視覚器、全身毒性の障害のおそれ
長期にわたる又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害
長期にわたる又は反復ばく露による血液系、視覚器の障害のおそれ
水生生物に有害
長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
取扱後は手や眼をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器】を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する措置を講ずること。

応急措置

皮膚に付着した場合：大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
特別な処置が必要である。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。

保管

火災の場合：消火には炭酸ガス、泡または粉末消火器等を使用すること。
換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。
日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

廃棄

内容物、容器の廃棄は、都道府県知事の認可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物
化学名又は一般名 アクリル樹脂塗料
成分及び濃度

成分名	化学式または構造式	濃度 (%)	官報公示整理番号	CAS番号
ジメチルエーテル	C ₂ H ₆ O	40～50	化審法：(2)-360 安衛法：既存	115-10-6
トルエン	C ₇ H ₈	13.67	化審法：(3)-2,(3)-60 安衛法：-	108-88-3
イソプロピルアルコール	C ₃ H ₈ O	5未満	化審法：(2)-207 安衛法：2-(8)-319	67-63-0
メタノール	CH ₄ O	5未満	化審法：(2)-201 安衛法：-	67-56-1
酢酸エチル	C ₄ H ₈ O ₂	5未満	化審法：(2)-726 安衛法：-	141-78-6
酢酸ビニル	C ₄ H ₆ O ₂	1未満	化審法：(2)-728 安衛法：-	108-05-4
酸化チタン(TiO ₂)	TiO ₂	1未満	化審法：(1)-558, (5)-5225 安衛法：-	13463-67-7
その他	-	30～40	化審法：- 安衛法：-	-

4. 応急措置

吸入した場合

蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

付着物を布にて素早く拭き取ること。
大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。
溶剤、シンナーは使用しないこと。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
皮膚刺激が生じた場合は医師の手当てを受けること。

眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
まぶたの裏まで完全に洗うこと。
できるだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

眼に刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
嘔吐物は飲み込ませないこと。
医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置	※水性の場合はこの下に記載
消火剤	炭酸ガス 泡 粉末
使ってはならない消火剤	水（棒状水、高圧水） 棒状強化液
特有の消火方法	安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除くこと。 指定の消火剤を使用すること。
消火を行う者の保護	高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却すること。 適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用すること。 消火活動は風上より行う。 容器が高温で破裂する恐れがあるので消火活動には十分距離をとること。

6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急措置	作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用すること。 屋内では換気をしっかり行うこと。 屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行うこと。 周囲を立入禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止すること。 付近の着火源・高温体および可燃物を素早く取り除くこと。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備すること。 漏出時に振とうすると内容物が噴出する恐れがあるので、注意して取り扱うこと。
環境に対する注意事項	河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意すること。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移すこと。 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収すること。 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の漏出には盛土で囲って流出を防止すること。

7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓すること。 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。 作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用すること。 工具は火花防止型のものを使用すること。 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型（安全増型）を使用すること。 使用済みウエス、塗料カス、スプレーガスト等は廃棄するまで水に漬けておくこと。 40℃以上の所では取り扱わないこと。 周辺に火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。 40℃以上に暖めないこと。 30秒以上の連続使用をしないこと。
技術的対策	密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
安全取扱い注意事項	皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用すること。 取扱後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持込まないこと。
保管	日光の直射を避けること。 通風のよいところに保管すること。 漏れ、あふれ、飛散しないように必要な措置を講ずること。 盗難防止のために施錠保管すること。 子供の手の届かないところに保管すること。 火気、熱源から遠ざけて保管すること。 40℃以上の所で保管しないこと。 水回りや湿度の高い所に保管すると容器が腐食して破裂のおそれがあるので保管場所に注意すること。

8. ばく露防止及び保護措置

成分名	厚生労働省(安衛法)	産業衛生学会 許容濃度	ACGIH 許容濃度
ジメチルエーテル	データなし	データなし	データなし
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	TWA 20 ppm,STEL -
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】400ppm(980mg/m ³)	TWA 200 ppm,STEL 400 ppm
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m ³)(皮)	TWA 200 ppm, STEL 250 ppm (Skin)
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m ³)	TWA 400 ppm,STEL -
酢酸ビニル	データなし	データなし	TWA 10 ppm,STEL 15 ppm
酸化チタン(TiO ₂)	データなし	0.3mg/m ³ ;総粉塵2mg/m ³ 吸入性粉塵1.5mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ ,STEL -

設備対策

取扱い設備は防爆型を使用すること。
排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにすること。
液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをするように設備すること。
取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とすることか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

保護具 呼吸用保護具

国家検定に合格した有機ガス用防毒マスクを着用する。密閉された場所では送気マスクを着用する不透過性保護手袋

保護具 手の保護具

塗装作業時 使い捨て(ポリエチレン製 ニトリルゴム製)手袋など 汚れ防止効果としての着用
洗浄作業時 耐溶剤性手袋(ポリウレタン製・ブチルゴム製など)

保護具 眼の保護具

取扱いには保護メガネを着用すること。

保護具 皮膚及び身体の保護

取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

注意事項

送風機などで換気し防毒マスクが必要ない環境作りを優先すること。

防毒マスクは使用環境と破過時間を考慮すること。

酸欠が懸念される環境では専用の呼吸用保護具を装着すること。

厚手の耐溶剤性手袋でも有機溶剤は短時間で透過するので、塗装器具などを洗浄する場合は
トンガ・ハンガー・ブラシなどの道具を用い手袋を溶剤につけないように作業すること。

漏洩物の回収作業など、5分以上連続で溶剤に直接触れて作業する場合は、中に使い捨て手袋を装着し、二重手袋で使用するとよい。

使い捨て手袋には継ぎ目のないニトリル製などが望ましい。

耐溶剤性手袋は使用后、吊り下げて風乾し再使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
色	黄色
臭い	溶剤臭
融点/凝固点	情報なし
沸点又は初留点及び沸点範囲	65℃
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	情報なし
引火点	4℃
自然発火点	情報なし
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	情報なし
n-オクタノール/水分配係数(log値)	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び/又は相対密度	1.24

相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし
その他データ（放射性、かさ密度、 燃焼持続性等）	情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	自己反応性なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	火災時の燃焼により、一酸化炭素、低分子モノマーなどの有害ガスが発生する。
その他のデータ	常用温度で容器内圧は4.5kg/cm ² であり、容器耐圧から考えて80℃以上になると破裂する恐れがある。

11. 有害性情報

この製品自体の有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。

急性毒性	情報なし
皮膚腐食性／刺激性	皮膚吸収性有害物質の トルエン、メタノールを含有するため、'保護具を着用すること。
眼に対する重篤な損傷／刺激性	情報なし
呼吸器感作性	情報なし
皮膚感作性	情報なし
生殖細胞変異原性	情報なし
発がん性	酢酸ビニルを含有するため、発がん性 区分1Bに該当する。
生殖毒性	情報なし
特定標的臓器毒性（単回暴露）	情報なし
特定標的臓器毒性（反復暴露）	情報なし
誤えん有害性	情報なし
その他のデータ	ジメチルエーテルには麻酔性がある。 噴射剤に継続して触れると凍傷や炎症を起こす恐れがある。

12. 環境影響情報

この製品自体の有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じて取り扱うこと。

水生環境有害性 短期（急性）	情報なし
水生環境有害性 長期（慢性）	情報なし
生態毒性	情報なし
残留性・分解性	情報なし
生体蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	モントリオール議定書に基づきオゾン層破壊物質（ODS）とされる化合物を含有しない。
その他のデータ	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。 特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
廃塗料、廃溶剤、容器などの廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物業者に委託契約して処理を
すること。
容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係する
法律に従って処理を行うか、委託をすること。
ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と
受託契約を結び処理すること。
特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を
して処理すること。
廃棄は、ガスが完全に抜いたのちに行うこと。（噴射音がしなくなるまで）また、ガスを抜く際には、
火気およびミストの吸入などについて注意すること。

汚染容器及び包装

空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
空容器・包装等はリサイクルを推奨すること。
許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。
スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に
従うこと。
塗料及びガスが出なくなるまで使いきった後でも、そのまま火中に入れると破裂する恐れがあります。

14. 輸送上の注意

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に
行うこと。

国際規制

国連番号	1950
品名	エアゾール
等級（クラス）	2.1
容器等級	—
海洋汚染物質	非該当

国内規制

陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は法令の輸送について定めるところに従うこと。 荷送り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付すること。
航空規制情報	航空法の既定に従う
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う
その他	運搬に際しては、容器を40℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。

緊急時応急措置指針番号	126
-------------	-----

15. 適用法令

労働安全衛生法

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発
1226第4号)
酢酸ビニル
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

トルエン(政令番号：407)
ブピルアルコール(政令番号：494)
メタノール(政令番号：560)
酢酸エチル(政令番号：177)
酢酸ビニル(政令番号：180)
酸化チタン（I V）(政令番号：191)

濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

トルエン
メタノール

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

化学物質排出把握管理促進法
(PRTR法)

トルエン(政令番号：347, 管理番号：300)

毒物及び劇物取締法

非該当

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

悪臭防止法

特定悪臭物質(施行令第1条)

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

消防法

第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)

港則法

その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

特定有害廃棄物輸出入規制法
(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

航空法

高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

船舶安全法

高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

高圧ガス保安法

液化ガス(法第2条3)

家庭塗料製品品質表示法

16. その他の情報

参考文献・引用文献

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）JIS Z 7253：2019（GHS 改定第6版に準拠）

NITE独立行政法人製品評価技術基盤機構

労働安全衛生法政省令改正に対応したSDS記載例 改訂第1版（一社）日本化学工業協会

「GHS対応 SDS・ラベル作成ガイドブック」改訂第4版（一社）日本塗料工業会

その他

本SDSにおいて労働安全衛生法の通知対象物質の含有量が幅表示の場合は、営業秘密である場合を含みます。詳細データが必要な時は弊社営業部にお問い合わせください。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご利用下さい。このSDSは、新しい知見により予告なく改訂することがあります。

【 公益財団法人 日本中毒情報センター（JPIC）の中毒110番・電話サービスの紹介 】

365日24時間対応の一般専用受付電話番号（情報提供料：無料）

大阪中毒110番 072-727-2499 つくば中毒110番 029-852-9999

注意：中毒110番は化学物質や動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しております。慢性中毒(薬物依存、薬物乱用、労働災害、環境汚染など)については受け付けていません。